

令和7年度 保育所入所募集



保育所は、保護者が仕事や病気等の事情により「保育の必要性がある」状態にあるお子さんを、保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育所入所申込みをされる際は、必ず保護者が提出してください。

■ 入所手続きについて

《新規入所申込みの方》

令和7年4月からの新規入所を希望される方は、入所の申込みと同時に、「保育の必要性の認定」の支給認定の申請が必要になります。

また、入所手続きにはマイナンバーが必要になるため、窓口にて本人確認をさせていただきます。

《継続入所希望の方》

現在入所されている方は、入所申込みと同時に、現況届の提出が必要になります。

■ 「入所の要件」・「保育の必要性の認定」の基準について

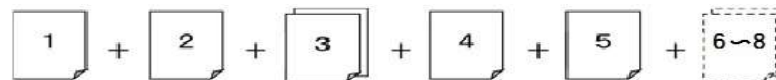
入所については、子ども・保護者とも井手町内に在住し、住民票を有する世帯（転入の予定があり、住所地の確定している世帯を含む）で保護者のいずれもが次の1～9の事由に該当する場合であって、子どもを保育することが困難な場合です。また、認定については、1号認定（満3歳以上・教育標準）、2号認定（満3歳以上・保育）、3号認定（満3歳未満・保育）の3つに区分されることになり、保育園等で保育を希望される場合は、2号認定、3号認定が必要となります。保育認定には、保育の必要な理由（下記のいずれか）に該当し、お子さんの保育が困難な家庭が対象となります。

- ①就 労：1ヶ月あたり48時間以上労働することが常態である場合。
- ②育 児 休 業：育児休業取得中に、すでに保育を利用している子がいて、継続利用が必要な場合。
- ③妊娠・出産：出産予定日から出産前後各8週間。（多胎出産の場合は産前14週間、産後8週間）
- ④疾病・障がい：病気、負傷、心身に障がいがある場合。
- ⑤介護・看護：同居の親族（長期間入院等している場合も含む。）を介護または、看護している場合。
- ⑥災 害 復 旧：震災、風水害、火災等の復旧にあたっている場合。
- ⑦就 学：学校または職業訓練校に在学している場合。
- ⑧求 職 活 動：求職活動を継続的に行っている場合。（※入所日より3ヶ月間を限度とする）
- ⑨そ の 他：上記に類する状態と町が認める場合。



■ 必要書類について

次の1～5、場合によって6～8を提出。3については該当する書類を提出してください。



1. 保育の必要性の教育・保育給付認定（変更）認定申請書 兼 現況届
2. 保育利用申込書
3. 「保育の必要性」を確認する書類
4. 家庭調査票
5. 同意書
6. 委任状 祖父母等の保護者（父または母）以外の方が代理申請される場合は、委任状及び代理人の方の本人確認が必要になります。
7. 転入に関する誓約書 申請日時時点で井手町に住所がなく、入所日までに転入予定の方
8. 在宅障害児（者）のいる世帯等の申出書

令和7年度より添付書類が変更になりました。

下記「◆要件ごとに必要な書類一覧」をご覧ください。

※新規入所の方は、申請時に本人確認が必要になります。

（祖父母等の保護者（父または母）以外の方が代理申請される場合は、委任状及び代理人の方の本人確認が必要になります。）

◆要件ごとに必要な書類一覧（該当する事由に応じた書類を提出してください）

保育を必要とする理由		必要な書類
① 就 労	会社員、パート、内職等 ※採用予定を含む	・就労証明書
	自営業	・就労証明書 ・以下の1～4のいずれかの書類の写し 1. 事業の確定申告書控え（収受印・受付の事実が確認できる記載のあるもの） 2. 個人事業の開業届 3. 営業許可証 4. その他、それに準じるもののいずれかの写し
	農業に従事	・耕作状況等証明書
② 育児休業		・就労証明書
③ 妊娠・出産		・①出産・疾病・障がい・看護・介護申立書【A】 ・母子手帳の写し（出産予定日のわかるところ）
④ 疾病・障がい		・①出産・疾病・障がい・看護・介護申立書【A】 ・診断書及び、障害者手帳の写し、通所証明書 等
⑤ 介護・看護		・①出産・疾病・障がい・看護・介護申立書【A】 ・診断書及び介護計画書、通所証明書 等
⑥ 災害復旧		・罹災証明書
⑦ 就学		・②就学証明書【B】 ・在学証明書、時間割表の写し 等
⑧ 求職活動		・③就労予定申立書【C】

■ 入所年齢について

玉川保育園 ５歳～０歳（平成３１年４月２日生～産後８週明けから）
【定員】０歳：９名 １歳：８名 ２歳：１２名 ３歳：２０名
（０～２歳児は入所人数により月齢でクラス編成になる場合があります。）

多賀保育園 ５歳～３歳（平成３１年４月２日生～令和４年４月１日生）
【定員】３歳：２０名
（入所人数により合同クラスになる場合があります）

いづみ保育園 ３歳～１歳（令和３年４月２日生～令和６年４月１日生）
【定員】１歳：１６名 ２歳：２４名 ３歳：２０名
（１～２歳児は入所人数により月齢でクラス編成になる場合があります。）

■ 保育必要量（基本利用時間）について

保護者の就労時間や保育の必要な理由などに応じて、保育所の基本利用時間となる「保育必要量」も決定されます。保育必要量は、「保育短時間」と「保育標準時間」の２つに区分されます。

「保育短時間」は、午前８時３０分から午後４時３０分までの最長８時間、「保育標準時間」は、午前７時３０分から午後６時３０分までの最長１１時間となります。

なお、原則として保護者の就労時間が月４８時間以上１２０時間未満の場合は、「保育短時間」の利用となり、月１２０時間以上の場合は、「保育標準時間」の利用となります。

■ 申込書の交付について

令和６年１０月１日（火）以降、保育園及び役場住民福祉課において交付します。

■ 申込み受付について

受付期間：令和６年１１月１９日（火）～令和６年１１月２２日（金）

受付場所：下記の日程で保育園にて受付

※兄弟姉妹で希望される保育園が異なる場合は、いずれかの日で同時に申請してください。

※令和６年度にいずれかの園に在籍中の方は、在籍中の園で提出いただくことも可能です。

◇玉川保育園（TEL：８２－２１５３）

４歳・５歳 **令和６年１１月２０日（水）** 午前９時～午後４時

０歳～３歳 **令和６年１１月２１日（木）** 午前９時～午後４時

◇多賀保育園（TEL：８２－２２２５）

３歳～５歳 **令和６年１１月２２日（金）** 午前９時～午後４時

◇いづみ保育園（TEL：８２－４１６０）

１歳～３歳 **令和６年１１月１９日（火）** 午前９時～午後４時

◎上記日程で提出できない場合は、**令和６年１１月２９日（金）**までに役場住民福祉課で申請してください。受付期間を過ぎた場合、４月からの入所ができないことがあります。

◎申請状況によっては、第１希望の園に入所できない場合や、兄弟姉妹で入所する園が分かれることがありますので、予め、ご了承ください。

◎詳細につきましては住民福祉課（TEL：８２－６１６４）または、上記各保育園にお問い合わせください。

■ 保育の無償化について

令和元年１０月から３歳～５歳児と住民税非課税世帯の０歳～２歳児の保育料が無償化されております。また、令和５年４月より井手町独自施策として、第２子以降の園児の保育料が無償化されております。

■ 給食費（主・副食費）等無償化について

町立保育所に通う全園児の給食費を町が負担することで、保護者負担の軽減をはかっています

■ 延長保育料について

第１子の園児が保育必要量（支給認定証における保育時間）以上の保育を利用される場合は、延長保育料（子ども１人につき月額１００円）が必要となります。

■ 保育料について

保育料は、保護者の市町村民税額をもとに算定します。毎年９月が保育料の切り替え時期になり、４月から８月までは、前年度の市町村民税額に基づく保育料となり、９月から３月までは、当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。（下記の表は、令和元年１０月１日以降の保育料に適用されています。なお、令和６年度以降については、今後改定される場合があります。）

各月初日の満３歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		短時間認定	標準時間認定
階層	定義		
A	生活保護世帯等	０円	０円
B	市町村民税非課税世帯	０円	０円
C1	市町村民税均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等）	７，１５０円	７，３００円
C2	市町村民税均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	１４，３００円	１４，６００円
D1	市町村民税所得割課税額４８，６００円未満の世帯（ひとり親世帯等）	７，１５０円	７，３００円
D2	市町村民税所得割課税額４８，６００円未満の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	１４，３００円	１４，６００円
D3	市町村民税所得割課税額４８，６００円～５３，０００円未満の世帯（ひとり親世帯等）	９，０００円	９，０００円
D4	市町村民税所得割課税額４８，６００円～５３，０００円未満の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	２２，１００円	２２，５００円
D5	市町村民税所得割課税額５３，０００円～６７，０００円未満の世帯（ひとり親世帯等）	９，０００円	９，０００円
D6	市町村民税所得割課税額５３，０００円～６７，０００円未満の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	２２，１００円	２２，５００円
D7	市町村民税所得割課税額６７，０００円～７７，１０１円未満の世帯（ひとり親世帯等）	９，０００円	９，０００円
D8	市町村民税所得割課税額６７，０００円～８５，０００円未満の世帯	２２，１００円	２２，５００円
D9	市町村民税所得割課税額８５，０００円～９７，０００円未満の世帯	２３，５００円	２４，０００円
D10	市町村民税所得割課税額９７，０００円～１２１，０００円未満の世帯	２６，５００円	２７，０００円
D11	市町村民税所得割課税額１２１，０００円～１３９，０００円未満の世帯	２８，０００円	２８，５００円
D12	市町村民税所得割課税額１３９，０００円～１５７，０００円未満の世帯	２９，７００円	３０，３００円
D13	市町村民税所得割課税額１５７，０００円～１６９，０００円未満の世帯	３２，７００円	３３，３００円
D14	市町村民税所得割課税額１６９，０００円～１８６，０００円未満の世帯	３２，７００円	３３，３００円
D15	市町村民税所得割課税額１８６，０００円～１９８，０００円未満の世帯	３６，０００円	３６，７００円
D16	市町村民税所得割課税額１９８，０００円～２１０，０００円未満の世帯	４０，３００円	４１，０００円
D17	市町村民税所得割課税額２１０，０００円～２２８，０００円未満の世帯	４２，２００円	４３，０００円
D18	市町村民税所得割課税額２２８，０００円～３０１，０００円未満の世帯	４４，９００円	４５，７００円
D19	市町村民税所得割課税額３０１，０００円～３９７，０００円未満の世帯	５８，９００円	６０，０００円
D20	市町村民税所得割課税額３９７，０００円以上の世帯	５８，９００円	６０，０００円

注１ 未成年者（２０歳に達する日以降の最初の３月３１日の間にある者を含みます）が２人以上いる世帯は、２人目以降の児童の保育料は０円となります。